

保護者の皆様へ

まん延防止等重点措置解除に伴う保育園の対応および感染拡大防止対策について

日頃から、保育園運営に多大なるご協力をいただきありがとうございます。

さて今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国のまん延防止等重点措置は、令和4年3月21日の期限をもって解除することが決定いたしました。また、東京都は解除後の3月22日から4月24日までをリバウンド警戒期間としております。

本区の保育園におきましては、感染予防・拡大防止の対策を徹底しつつ、必要な保育を提供できるよう、今後も通常どおりの運営を行ってまいります。

保護者の皆様におかれましては、下記の内容について再度ご家族皆様でご確認いただき、引き続き、保育園における感染対策にご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 感染防止対策へのご協力について

(1) 保育園への連絡のお願い

以下に該当する場合は、**保育園へ速やかにご連絡をお願いいたします。**

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 園児本人が、発熱（目安 37.5 度以上）や呼吸器症状（咳、鼻水等）が認められる場合② 園児もしくは園児の同居家族が、濃厚接触者として特定された場合③ 園児もしくは園児の同居家族が、PCR 等検査を受けることとなった場合④ 園児もしくは園児の同居家族が、PCR 等検査の結果が判明した場合 |
|---|

※ ①～③に該当する場合、次に記載する期間は登園を避けご自宅でお過ごしいただくようお願いいたします。

- ①の場合、解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで
- ②③の場合、検査の結果陰性が確認されるまで（保健所から健康観察期間の指定があった場合はその期間満了まで）

※ なお、所属する会社が独自に実施するPCR等検査は、感染の疑いがあり検査を受けるわけではないため、登園を控えていただく必要はありません。その場合でも、検査を受けることとなった時点で保育園へご連絡をお願いいたします。

(2) 保護者やご家族の方が体調不良等により医療機関を受診される際には、可能な限り診断を受けるまではお子さまの登園を控えていただきますようお願いいたします。

- ※ 園児の登園後、保護者の方が医療機関を受診し、即日PCR等検査を受ける事例が多く報告されています。
- ※ なお、新型コロナウイルスワクチン接種後、数日以内に発熱などの症状が現れる可能性が指摘されています。保護者やご家族の方がワクチンを接種した場合には、必ずしも園児の登園を控える必要はありませんが、そうした症状が認められる場合は、医療機関の指示をもとに保育園にご相談ください。

(3) 3・4・5歳児クラスの園児については、マスク着用をお願いいたします。

- ※ 強制ではありません。可能な限りご協力いただき、体調によりマスクの着用ができないなど、個別のご事情につきましては所属園にお申し出ください。
- ※ なお、状況に応じて園児・職員ともに保育中にマスクを外すことがあります。

(4) 登園時のお願い

感染拡大防止のため、登園時には以下のことにご協力をお願いいたします。

- ① 登園する前に、必ず、すべての園児・保護者の検温をお願いします。
- ② 送迎の際、保護者の方のマスク着用、アルコール消毒・手洗いの徹底をお願いします。

2. その他

- 園行事（保護者会等含む）等につきましては、実施方法の見直しや変更も含め、感染防止対策を徹底して、可能な限り実施してまいります。状況によっては、延期または中止となる場合もございます。
- 万が一、在籍園において感染者が発生した場合は、施設を臨時休園する場合があります。休園中は、代替の施設も含めて保育は利用できません。

【お問合せ先】

豊島区子ども家庭部保育課

- 区立保育園について …公立運営グループ 03-3981-2028
- 私立保育園について …私立保育所グループ 03-3981-1823
- 地域型保育事業、千早さくらそう保育園について …地域型保育事業グループ 03-3981-1961